

# 自立支援医療（育成医療）制度

## ●自立支援医療（育成医療）制度とは？

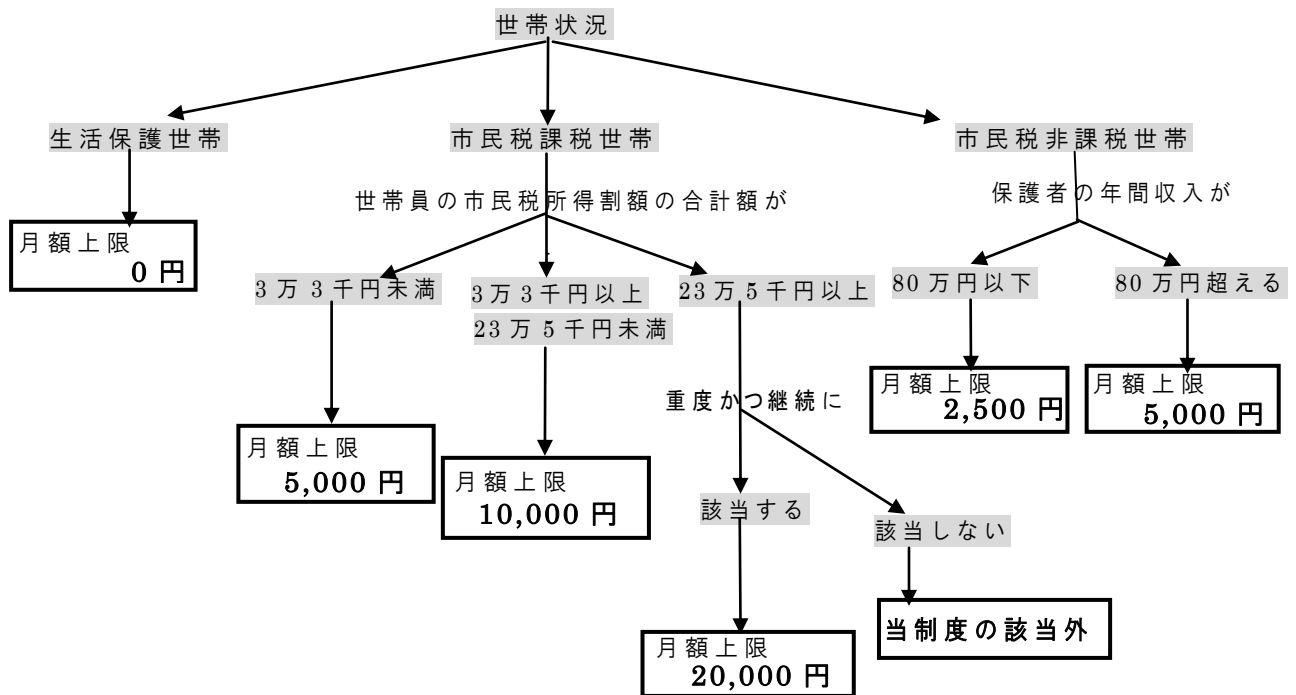
18歳未満の児童を対象とした制度で、申請することでそれらの症状でかかった医療費が原則 1 割負担になります。また、本人と同じ医療保険に加入している方の所得（市民税額）等に応じた月額負担上限額もあります。入院時の食費については、通院との公平を図る視点から原則自己負担とされています。

## ●申請に必要なものは？

1. 申請書
2. 意見書
3. 健康保険証のコピー（同じ保険の加入関係にある方全員分）
4. 所得（課税）証明書
5. 所得等確認用同意書（同じ医療保険に入っている方全員の署名、捺印）
6. 控除対象扶養親族に関する申立書
7. 特定疾病療養受療証（人工透析療法、血液凝固因子製剤を起因とするHIV）（該当する方のみ）
8. 高額療養費支給通知書のコピー等（該当する方のみ）
9. 印鑑

## ●月額負担上限額とは？

世帯の課税状況等によって、利用者負担額に上限が設定されています。



※ この制度での世帯とは、本人と同じ医療保険に加入している方が同一世帯となります。

※ 重度かつ継続とは腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害の方、また申請日の12ヶ月間に3回以上、高額療養費の支給を受けた月がある「世帯」が対象となります。

<問い合わせ先>

敦賀市中央町2丁目1-1

敦賀市役所地域福祉課(☉番窓口)

TEL:0770-22-8176